

## 知的財産権の攻めと守り

弁護士  
黒崎 裕樹



弁護士の黒崎裕樹です。

10年近く前から、日本でも知的財産権に関する権利意識が高まってきています。

2002年、小泉内閣の時代に、知的財産戦略会議において知的財産戦略大綱が発表され、それに基づき、知的財産権に関する関連法規の改正・整備が適宜進められたり、2005年には知的財産高等裁判所が設置されたりしました。

このような流れは、諸外国に比べると遅い動き始めだったのですが、今となっては諸外国に比べても高い品質を保持した訴訟制度となっています。

また、社会においても知的財産権を活用しようという動きが活発になっており、その重要性は日に日に高まってきています。

ここ鹿児島においても、そのような動きにあることは例外ではないでしょう。

当事務所でも、顧問先のお客様から知的財産権について相談を頂く機会が増えております。

では、知的財産権とは具体的に何なのか。

どのようなものにどのような権利が発生するのか。

どのような行動をすると権利侵害行為になってしまうのか。

ノウハウ・ライセンス・ブランドを守るにはどうしたらいいか。  
知的財産権を積極的に活用するにはどうしたらいいか。

等々、ご存知ないことも多いと思います。

11月に開催するセミナーでは、知的財産権の初歩から解説させて頂き、業務活動を行うに当たって発生してくる様々なリスクや、会社の知的財産権を守り活用するために取りうる方策など、攻めと守りの両方から概論を解説させて頂きます。

知的財産権は、対象となるものが明確でない権利のため、業務活動を行うに当たって大きな武器になりえますし、大きな落とし穴にもなりえます。

ふと知的財産権に興味をお持ちになった方は、是非11月開催のセミナーにご参加頂ければと思います。

### セミナー・講演実績

#### 契約書の作成及びチェックのポイント（講師：大武弁護士）

9月25日に当事務所外の会場にてセミナーを開催しました。

当セミナーで最も多くの皆様のご参加を頂きましたが、お越し下さった皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

当日は、皆様の日々のお取引における契約書作成のニーズを改めて実感致しました。

今後も契約書作成のノウハウに関するセミナーを開催予定ですので、是非ご参加ください。

年内のセミナーは11月までの開催となっております。詳しくは本紙の「セミナー開催のお知らせ」をご覧ください。